【本票提出後の流れ】

　①提出された確認票と「財産処分申請書（案）」をもとに申請内容の事前確認を行います

　②確認票と内容を確認した「財産処分申請書（案）」をデータのまま窓口団体経由で協議会へ返送しますので、正式な申請をしてください。その際、変更された「事業中止事前確認票」も印刷して添付して下さい

|  |
| --- |
| 事業中止事前確認票 |
| 協議会名（県名） |  | （　　　県） |
| 配分年度・回次（予算枠） |  |
| 取組主体名（貸付主体名） |  | （　　　　　　　　　） |
| 機械装置名 |  |
| 導入年月日（法定耐用年数） | 　　年　　月　　日（　　年） |
| 事業を中止する理由※該当するものだけを残して、その他は取り消し線で消してください | ・経営を中止するため・経営規模を縮小するため、成果目標の達成が困難なため・畜産クラスター協議会から脱退するため・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業を中止する（した）日 | 令和　年　月　日 |
| 「事業を中止する日」とした日付は何の日ですか？ |  |
| 添付書類 | イ　経営を中止した日付の判断材料となる書類（写）《PDF形式》※１）主産物を最終出荷した日、経営主の死去した日のわかる資料が必要です。※２）補助金返還通知額（簿価）の計算に使用します。 |
| ロ　財産処分申請書（案）《Word形式》※財産処分の手引き（https://jlia.lin.gr.jp/cl-d/20191223zst.pdf）を参照し、申請書案を作成し、押印せずにword形式のまま添付して下さい。中央畜産会で確認、修文したものをword形式のまま返送しますので、そのまま印刷して申請手続きに使用して下さい　　※様式データ：https://jlia.lin.gr.jp/cl-d/zai-y.docx |
| ハ　事業参加承認通知書（写）、リース契約書（写）、借受書（写）《PDF形式》 |
|  |
| 【中央畜産会記入欄】 |
|  |
| 補助金返還通知予定額（簿価）： |  | 円 | 窓口団体返送日： | 令和　　年　　月　　日 |

※当該機械装置の時価評価額によっては補助金返還通知予定額（簿価）と異なる金額を返還となる場合があります